

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

地方公務員災害補償基金理事長 殿  
(東京都支部扱い)

氏名 (ふりがな)  
住所又は居所  
連絡先電話番号

地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日付：平成 年 月 日  
文書番号： 地基東第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

保有個人情報の名称		種類・量
		実施の方法
文書	1 閲覧	1 全部 2 一部 ( )
	2 複写機により複写したものの交付	1 全部 2 一部 ( )

3 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧の上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準 (開示の実施の方法及び手数料の額等について (平成17年3月29日付理事長決定) 別表) (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 基本額 (d)
文書 1 閲覧	100枚までごとにつき100円		円
文書 2 複写の交付	用紙1枚 (頁) につき10円		円
基本額 計			円 (e)

基本額計 (e) \_\_\_\_\_ 円 - 300円 = \_\_\_\_\_ 円

↑ ↑ 上記金額が開示実施手数料になります。  
※理事長決定第4条第1項第2号に規定する基本額から控除する額

4 開示の実施を希望する日  
平成 年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する送料の額 円  
無

6 開示実施手数料及び送料の納付  
該当する番号に○を付してください。

開示実施手数料 円	1 窓口における現金納付	(受付印)
送料 円	2 指定金融機関への振込納付 (この場合、振込領収書の写しを裏面に貼付してください。)	

※担当課等 (本書の郵送先)

〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階  
地方公務員災害補償基金 東京都支部 (担当 )

<計算方法>

1 はじめに

開示実施手数料は、「保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料の額等について（平成17年3月29日付理事長決定）」に基づき、計算することとなりますが、開示の実施方法、文書量等によって計算方法が異なりますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の3に示した計算表をもとに計算していただくこととなります。

ここでは、上記計算表の記載方法についてご説明します。

※ この記載例は、150ページある法人文書に対して100ページを閲覧し、残り50ページについては、写しの交付を希望する場合のものです。

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

保有個人情報の名称		種類・量
〇〇報告書		A4判文書 150枚
実施の方法		
① 閲覧	1 全部 ② 一部（1pから100pまで）	
② 複写機により複写したものの交付	1 全部 ② 一部（101pから150pまで）	

3 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧ください。次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準（開示の実施の方法及び手数料の額等について（平成17年3月29日付理事長決定）別表）(b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 基本額 (d)
閲覧	100枚までごとにつき100円	100 枚	100円
複写機により複写したものの交付	用紙1枚（頁）につき10円	50 頁	500円
		基本額 計	600円
			(e)

基本額計 (e)  $600円 - 300円 = 300円$

↑上記金額が開示実施手数料になります。

※理事長決定第4条第1項第2号に規定する基本額から控除する額

2 計算表の各欄の説明・記載方法

- a 欄：開示請求のあった保有個人情報について、可能な開示の実施方法を列挙してあります。
- b 欄：a 欄に示した方法によった場合の算定基準を示してあります。
- c 欄：左の a 欄の実施方法で開示を希望する文書量を記載してください。
- d 欄：b 欄と c 欄をもとに算出した金額を記載してください。
- e 欄：d 欄の縦計を記載してください。

ここまで計算表を作成しましたら、e 欄の金額から300円を差し引いてください。この差し引いた金額が開示実施手数料になります。